

令和元年度第2回光市行政改革市民会議【要旨】

開催日時 令和元年12月25日(水)

13時15分～15時

開催場所 市役所本庁大会議室1、2号

1 部長あいさつ

年末のお忙しい中、万障繰り合わせの上、出席いただきましたことに対して、感謝申し上げます。

国の来年度の予算が閣議決定され、2年連続で100兆円を超え、来年度予算は102兆6500億円余りとなっています。一方で、光市でも来年度予算の編成作業が進んでおり、年明けの市長査定を経て、3月議会に上程することになります。

来年度予算は、消費増税等の影響による景気の落ち込みにより、想定以上に税収が落ち込んできています。こうした中で、市民サービスについては一定の水準を維持しなければならない、市民の皆さんから頂いた様々な要望について少しでも実現できるよう、努力をしてまいりたいと、覚悟を決めているところです。

その中から、市が抱える2つの大きな事業について紹介させていただきます。

一つ目は、市役所本庁舎です。過去には、本庁舎の建替えという案もありましたが、昨年の豪雨災害を踏まえた上で軌道修正し、建替えまでの安心安全確保の観点から、情報発信機能を持った防災センターを本庁の敷地内に建設していこうとしています。

もう一つは、過去からの課題ですが、光駅の周辺整備です。南北の連絡通路の設置や改札の橋上化を検討しています。現在、基本計画の策定を進めており、来年の3月には一定の青写真を市民の皆さんにご覧いただけたと思います。

こうした大きな事業が動き出すことから、関心を持っていただければと思います。

これらの事業は大きな財源負担を伴うものですが、税収が落ち込む中でやり繰りするには、事業を集中するか、あるいは事業の取捨選択をするか、という決断に迫られます。そのためには、行政改革に取組み、事業の集中と選択を進めることで、一定の市民サービスを維持していく必要があると考えます。

これまでも申し上げてきたとおり、事業を縮小、削減することだけが行政改革ではないと考えていますが、その一方で、どこかで我慢をして改革を進めていく必要もあります。そのためには、皆さんから頂く声を、我々の改革を進めるエネルギーとして取り組んでまいりたいと思います。

本日は、委員の皆様から様々な意見を頂きたいと思いますのでよろしく願いいたします。

2 議題

(1) 光市公共施設使用料の見直し基準(案)について

施設類型ごとの受益者負担割合(案)について、事務局が説明した後、各委員からご意見、ご提言を受けるとともに、意見交換を行いました。

【委員意見及び事務局回答要旨】

委員

施設使用料の見直し以外に、使用頻度の低く採算が合わない施設については、施設そのものの廃止などの検討はしているのですか。

事務局

施設そのもののあり方の検討については、公共施設マネジメントの一つとして整理を進めています。

公共施設等総合管理計画の第5章に、施設の方向性を記載しており、それに基づいて所管課で検討を進めているところです。

事務局

公共施設全体で老朽化比率が高く、こうした中で今ある施設を維持していくのか、あるいは廃止していくのか、ということを考えていく必要があります。一方で、施設の利用促進を図り、利用率の低い施設は利用率を上げるために、機能や、目的、利用の制限の緩和などを考えていく必要もあると思います。

そうした上で、様々な取組みを実施したにも関わらず、利用率が改善されない施設については、その施設が本当に必要なかどうか、という観点から整理を進めていく必要があると思います。

委員

サービスの市場性について、民間によるサービスの提供が期待できるとは、どのような施設ですか。

事務局

総合体育館の中にトレーニングジム施設がありますが、こうした施設は民間のスポーツクラブ等でもサービスを提供しています。このように民間の施設でもサービスが提供可能な施設が該当します。他には、冠山公園のオートキャンプ場や三島温泉健康交流施設などがあげられます。

事務局

必ずしも行政が税金をつぎ込んでサービスを提供するのではなく、民間でもサービス提供ができるものについては、民間に任せようとするものです。そうした施設については、税金を投入して使用料を下げるのではなく、民間と同じ程度の使用料を利用者から徴収して、民間と競争ができる水準の利用料にしていく必要があるという考えです。

委員

この見直し基準(案)は、いつから適用、実施されるのですが。

事務局

この見直し基準（案）については、議案として扱うものではありませんが、3月議会に報告をすることを考えていますが、この見直し基準に沿って使用料を見直す時期は現時点では、未定となっています。使用料の改定は、市民の負担を伴うことから、社会経済情勢を見ながら進めていこうと考えています。

また、この基準に沿って計算した場合に、どれぐらいの使用料になるかという試算については、現時点での維持管理費を基にして、施設ごとに試算して確認をしています。

一方で、ここで対象にしている使用料とは、公立保育園の保育料などを除いた、公共施設の利用に関するものだけであることから、市全体としても、それほど大きな歳入の増加になるものではありません。

あくまでも、今回の見直し基準の導入は、歳入の多寡ではなく、施設を利用する人としな
い人の負担が公平になるよう、受益者負担の考え方に沿って進めるものです。

委員

株式会社光市を標榜しているのだから、需要と供給を考えた時に、需要の大きい施設については、その施設の使用料を高くして、使用料収入で儲けるという視点があっても良いのではないか。

委員

儲かる施設になるように設備投資をする、という考えもある。他の市から人が集まるような施設を整備して欲しいという思いはあります。

事務局

この見直し基準（案）では、維持管理経費を基に使用料を計算しており、施設の建設、改修費用等の減価償却費は含めていません。施設そのものについては、市民全体の財産であることから、税金で整備するべきであるという整理をしており、この点が民間の施設と異なる点であると思います。

委員

公共施設の利用の際にポイントをつけて、利用者に還元するようなサービスがあればよいのではないか。

事務局

利用率を上げていくためには、今後は、そうした視点も必要になってくると思います。

事務局

今回は、総論についての話ですので、意見などは少ないかもしれませんが。これが、各論の話になり、個別施設の使用料をどれぐらい値上げするかといった話になれば、様々な意見があるのではないかと思います。

本日は、この見直し基準（案）について、こうした方向で進めていくという全体的な考え方について、ご理解していただきたいと思います。

(2) 行政改革大綱の平成30年度の取組状況について（報告）

第3次光市行政改革大綱実施計画の実施状況について、事務局が説明した後、各委員からご意見、ご提言を受けるとともに、意見交換を行いました。

【委員意見及び事務局回答要旨】

事務局

広報誌の発行回数の見直しということで、令和元年6月からこれまで月2回の発行回数を月1回にしています。

広報は、市民の皆さんが主体的に取りに行く情報ではなくて、行政からの一方的に送られてくる情報です。市民の皆さんに、あまねく情報を提供するためには、広報の役割は大きいと思います。

一方で、広報紙を配る調査員さんの高齢化が進んでいることから、負担感を少しでも減らしていこうというのが、今回の見直しのきっかけでした。

発行回数が月1回となったことによる市民生活の影響などをについて、どのように感じられていますか。

委員

特段大きな問題はないと思います。ホームページの更新はタイムリーに実施して欲しいと思います。

事務局

所管課がホームページ更新をすることから、中には古い情報が掲載されていることもあります。

一方で、将来的に光市のホームページが大きくリニューアルします。現在のホームページは、膨大な情報が十分に整理されておらず、災害による停電が発生した際にはホームページからの情報発信ができなくなるという問題がありました。

今後はクラウド上で管理をすることで、本庁舎が被災しても、あいぱーく等の本庁外からホームページの更新ができるようになり、災害時においても情報発信が十分にできるシステムを構築しようとしています。それに合わせてレイアウトなども一新しますので、楽しみにしていただきたいと思います。

委員

市営住宅の見直しについては、どのような状況ですか。

事務局

市営住宅については令和3年度末に、市営住宅等長寿命化計画の改定を予定しています。市全体の建物の延べ床面積の30%超を市営住宅が占めていることから、見直しについて着実に進めていく必要があります。現在、亀山住宅、汐浜住宅、上島田住宅については解体しています。引き続き東戸仲住宅、虹川住宅で移転交渉後、解体を予定しています。

委員

それは、公共施設等総合管理計画で掲げた延べ床面積20%削減の中に含まれているのか。

事務局

含まれています。光市の公共施設全体の延べ床面積20%削減を実現しようとする、市内の公共施設の延べ床面積の中で多くを占めている学校と市営住宅については、20%以上の削減が必要になります。

学校については、学校の機能は再編できたとしても、学校施設そのものは地域の中核施設でもあることから、空き教室にコミュニティセンターが入居するなど、延べ床面積の縮減には直接的に結びつかない部分もあります。

委員

小中学校については一貫校化が進められていますが、室積、光井、浅江は「一小学校一中学校」で大きな問題はないと思いますが、「四小学校一中学校」となる島田と大和は最終的に、どのような形になることを想定しているのか。

事務局

小中学校の再編については、まだ、具体的な方針が決まっていません。学校施設については、現在、老朽化判定を実施しています。この学校は、どれぐらい老朽化が進んでいるか、ということも判定したうえで、統合する施設などを決定していくことになると思います。

委員

病院が移転してバスの路線が変更されましたが、まだまだ、利用に不自由な方がいるように聞いています。何か対策等について考えていますか。

事務局

病院の移転に伴い、JRバス、防長バス、ぐるりんバスの病院経由の便数を増加させています。過去には、旧市民病院と大和病院の間で、シャトルバスを運行していました。このシャトルバスの運行に関して、途中下車を可能にして欲しい、駅を経由して欲しいといった要望がありますが、一方で、事業者の定期路線に影響を与えてしまうことから、それもできない、といったジレンマがあります。

市役所でもノーマイカーデー等を設けて、バスの利用促進を図っており、バスの利用率を上げるよう努力しています。利用率を上げていくことが何よりの解決策だと思っています。

事務局

地域の方が運営するコミュニティ交通を導入している地域等もありますが、どのように思われますか。

委員

私の地域でも防長バスが、県道がバス路線になっていますが、バス停まで移動する手段がないのが実情です。伊保木地区で導入しているようなコミュニティ交通があればいいという要望もありますが、一方で、導入したとしても実際に使用する人がいるかどうかは、未知数です。

委員

ごみの分別が、複雑になりすぎているように思います。もう少し簡素化できないかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

ごみについては、燃やせるごみと、燃やせないごみに大別できますが、燃やせるごみというのは、下松の恋路の焼却施設で焼却しています。そこの地元との合意の中で、ビニール系のゴミは燃やさないということで、建設した経緯があります。設備の性能上はビニール系のごみも焼却することは可能であり、問題ありません。そうしたことから、近年、地元との協議の上で、リサイクルに適さない汚れたビニール系のごみも焼却できるようになりました。

一方で燃やせないごみについては、これは、どこの時点で分別するかの問題です。私たちが、ごみを出す段階で分別をしなければ、リサイクル所で人手を介して分別しなければなりません。

ごみを出す段階で無分別にしてしまうと、その後工程で税金を投入して分別する必要があるということを、ご理解いただきたいと思います。

6 その他

事務局から、今後のスケジュールについて事務連絡がありました。